

EPC2000(改正欧州特許条約)

遅くとも 2007 年 12 月 13 日までに改正欧州特許条約が発効します。

改正欧州特許条約は国際法への適合や利用者の便宜の改善などを目的としたもので、1978 年に EPC1973 が発効したあと初めての大幅な改正です。

幾つかの改正項目につき、トピックス的にご紹介します。

(指定国: EPC79 条(1))

EP 出願と同時に全ての締約国が指定国とみなされます。指定は EP 特許許可までいつでも取り下げることができます。

(医薬第二用途: EPC54 条(5))

簡便な文言によるクレーム(限定されたプロダクトクレームを用いること)が認められます。

しかしながら、具体的にどのような文言でクレームされるべきであるか(「疾患 Y の治療のための化合物 X」?)については、まだ EPO によって決定されていません。

いずれにしても、いわゆるスイス型クレーム(「疾患 Y の治療のための医薬の製造のための化合物(組成物)X の使用」)はこれからも認められます。

(欧州特許により付与される権利保護の範囲の解釈:EPC69 条の解釈に関する議定書)

いわゆる均等物の範囲を含むこととされます。議定書において「ある手段を用いることにより、請求項で特定されている手段によって達成される結果と実質的に同じ結果を達成すると当業者に明らかである場合、一般的に、その手段は均等であると考えられる。」とされています。

また、出願人又は権利者が EPO に対して行った全ての陳述等は保護の範囲を定める際に考慮されます。

(新たな手続: 権利付与後の権利縮減手続: EPC105a-105c 条)

先行技術が権利化後に明らかになった場合に、許可後の特許を簡便かつ迅速に縮減することを目的としています。許可後、権利者により異議申し立てがなされている期間以外はいつでも何度でも可能で、根拠や理由付けは必要ありません。縮減についての審査は、審査部によって行われ、明確性(EPC84 条)および補正要件(EPC123 条)だけが判断され、新規性および進歩性は評価されません。

以上はドイツのTER MEER STEINMEISTER & PARTNER GbRから提供いただいた資料を、同事務所の許可を得て掲載したものです。

改正欧州特許条約について詳細は下記をご覧ください。

<http://patlaw-reform.european-patent-office.org/epc2000/index.en.php>